

消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える
有識者懇談会

第 11 回 議事録

消費者庁消費者制度課

第11回 「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」

1. 日 時：令和5年2月21日（火）15:00～18:00
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 議 題
 - ・ これまでの議論の整理
 - ・ 意見交換
4. 出席者
 - (構成員)
大屋雄裕構成員、沖野眞已構成員（司会）、小塚荘一郎構成員
室岡健志構成員、山本龍彦構成員
 - (事務局)
植田審議官、黒木消費者制度課長、ほか

○事務局

それでは定刻になりましたので、第11回消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会を開催いたします。皆様におかれましてはお忙しい中ありがとうございます。本日は沖野先生、小塚先生、山本先生がご対面で、大屋先生、室岡先生がオンラインでのご参加となっております。

まず初めに資料のご確認をさせていただきます。資料は「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会 これまでの資料の整理（案）」をご用意しております。そのほかに参考資料1といたしまして有識者懇談会のテーマ、続けて参考資料2はこれまでの有識者懇談会のヒアリング一覧をお付けしております。

それでは、以降の進行は本日の司会をご担当いただきます沖野先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます沖野でございます。本日もどうかよろしくお願いたします。それでは本日はこれまでの種々ヒアリングや議論をしていただいた、その整理ということでございまして、まず初めに、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局

資料のご説明をさせていただきます。まず消費者法の現状を検証し将来のあり方を考える有識者懇談会でございますけれども、5名の構成員の先生方をコアメンバーといたしまして、また多彩な分野の有識者の方々にヒアリング形式でご参加いただく形で、これまでご議論を重ねていただいております。具体的には、参考資料1有識者懇談会のテーマを道標といたしまして、昨年8月30日の第1回から本年1月26日の第10回まで、参考資料2のヒアリング対象者欄にございます様々な方々から多様なテーマでプレゼンテーションをいただくとともに、5人のコアメンバーの先生方とともに議論にもご参加いただいております。本有識者懇談会としてこれらのヒアリングやヒアリングを踏まえたご議論において示されました様々な視点や考え方、これらをなるべく幅広く抽出し整理していただくということが有意義ではないかと思われまして、そのためのインデックス的なものとして、本日の資料で「これまでの議論の整理（案）」というものををご用意させていただきました。これは参考資料1の有識者懇談会のテーマを基にこれまで10回にわたるご議論状況を踏まえまして、テーマごとに議論を通して指摘された視点などを箇条書き形式で記載させていただいております。また議論の流れを整えるために順序を多少入れ替えさせていただきました。具体的には、参考資料1の「有識者懇談会のテーマ」では（3）としておりました消費者法で何を実現するのかのうち前半の①の部分と、「これまでの議論の整理（案）」、本日の資料では冒頭の1に持ってまいっております。これに続きまして、「有識者懇談会のテーマ」、参考資料1の方では（1）の部分と、整理案においては2として消費者法の対象主体とその考え方、それから参考資料1のテーマの方の（2）の部分と、先に申しあげました（3）の後半の②の部分と本日の資料の整理案では、3として消費者法に何が必要か、このような流れで作成をさせていただいております。それぞれにつきまして項目立てのあり方、あるいはこれまでのご議論を振り返ってさらに加えるべき項目、あるいは

は各項目のもとで整理すべき視点や考え方等について、本日ご議論いただくたたき台にさせていただければというふうに考えてございます。簡単ではございますが資料の説明は以上でございます。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございました。それではこれより、整理の仕方について意見交換を行っていきたくと思います。これまでにヒアリングですとかあるいはヒアリングを踏まえたご議論において示された視点や考え方をなるべく幅広く抽出して、ただいろいろな重なりや関連性ということもございましたので、それを整理するということを念頭に、何か集約していくというのではなくて、これまでのものを整理するという視点から、本日この資料をたたき台としましてご検討いただきたいというものでございます。一種のインデックスを本日用意いたしまして、そのインデックスのもとに中身を充填させていくという作業を今後考えていくということになりますので、こういうインデックスがよろしいのかということについて本日はご議論をいただきたいということでございます。ヒアリングの際のご議論を振り返りまして、これ以外にも加える点はないかとか、各項目のもとでこういったことを整理すべきではないかとか、様々な点があるかと思っておりますので本日はこのインデックスを仕上げるということを目標にご議論をいただきたいということでございます。事務局からご説明いただきましたように、この有識者懇談会全体を通じて、(1)から(3)までのテーマが1つの軸として想定していたところでございますので、それを元に今回のインデックスも構成されておりまして、ただ少し組み替えをしたというので柱が3つ、「1. 消費者法で何を実現するか」、「2. 消費者法の対象主体とその考え方」、「3. 消費者法に何が必要か」です。こういう3つを柱に少し組み替えをしたりしながら整理をしていってはどうかというものでございます。この全体についてどうか、この3つ以外の柱を立てるべきかという話があるんですが、それを最初に聞くべきなのか最後に聞くべきなのかということがありまして、まずはそれぞれの項目、少し細目の方からこれはどうですかということをお伺いした上で、改めてこういう3項目立てでいいのか、むしろ4項目目を立てた方がいいかとか、さらに全体の構造についてお伺いするという形で進めていってはどうかと思っております。さしあたりの進め方ですので、そういう形で進めさせていただいて、適宜、またご議論を踏まえて途中で修正することもあると思いますが、やらせていただきたいと思います。そういう形でとりあえずはよろしいでしょうか。もしよろしければこの項目ごとにどうですかということをお伺いしまして、インデックスを作っていくことをやりたいと思います。そうしますと最初が第1の消費者法で何を実現するのかという点です。有識者懇談会の共通テーマとして出されていたところだと、むしろ(3)に位置づけられていたものですが、この(3)の①のところをここに持ってきたということなんですが、消費者法で何を実現するか、その中に(1)ここは(1)だけではありますけれども、消費者の自由・自律性の保障や、安心・安全・幸福の保障等の目的規定というこの項目について、この中身が①②と付けられておりますけれども、1の(1)について、このようなインデックスをつけることでいいのかもう少し別の形がいいのかということ、あるいは加えるべきものはないかとか、何でも結構ですのでご指摘やご意見をいただきたいと思っております。ご指摘ご意見をいただける場合は挙手なり適宜のアイコンタクトでもいいですしけれども、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小塚莊一郎構成員

すみません、よろしいですか。

○沖野眞已構成員

お願いします、小塚先生。

○小塚莊一郎構成員

はい、ありがとうございます。小塚です。全体の進め方がちょっと関係することでもあるのですがインデックスと、今沖野先生言われてまさにそういう文章なのですね。見てみると、インデックスは項目なので、こういう項目がありますというのですがそこをどう考えるかというところがいろいろ議論されてきたところではないかと思うのです。そういう意味で全く方向感を出さない本当のインデックスを作るという考え方もありますが、せっかくこういう有識者懇談会を開いたのでですね、ある程度方向感みたいなものは書いてあって、もちろんその方向感が1つである必要はなくていろんな1つの項目についていろんな方向感が出ていてもいいのですが、という方が文章としては有益なのではないかなと感じました。それは全体に関わることです。そして、現実というか直近の1のところに関しても、情報の質・量、あるいは交渉力の格差というメルクマールが十分ではないというご意見がいろいろな論者あるいは我々の中でも非常に強かったのではないかと思います。それはそうなのですがそれを補うものとして、1つは脆弱性という概念がキーワードのように何人かの方から出てきたということも記憶に残っています。問題はその脆弱性の内容で、これをおっしゃった方全員が同じ意味で使ったのかどうか、私はちょっとそうではないような印象も受けていますし、あまりはつきりしない概念だったような気がしますので、そこは掘り下げる必要があるかなというふうに思っています。私自身はこの脆弱性というのは事業者側も含めた行為とか関係の中で出てくるもので、そういう意味で言うと脆弱性とはこれこれだという定義をしにくいものなのではないかと思っていますがそれが共有されていたかどうかはよくわかりません。とりあえず以上です。

○沖野眞已構成員

ありがとうございます。まず一般的な話として、ただ単に羅列をするということではなくて一定の方向性というものが示されたのではなかったか、それが常に一致しているとは限らないけれども、ということで、今までの議論がそうでしたので、それをまさに踏まえる形で検討した方が良いと。その点は確かにおっしゃる通りだと思います。インデックスと申しあげましたけれども、その意味では方向性のインデックスかもしれません。ここまではおそらくご異論がないところというふうに思っていますので、そういった観点から中身を埋めていくということを考えたいと思います。その上で(1)についてですけれども現在、とりわけ消費者契約法が最初の皮切りだと思いますけれども消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差、構造的な格差と言われますけれども、そのメルクマールについては、不十分という点か足りない点はかなりあるのではないかということが明らかにされてきたということで、そのリバイズ、というのは他にも目を向けるという意味でのリバイズだと思いますけれども、それを考えていく必要があるだろうと。その中の1つとして特に何度

か、あるいは何人かの方、あるいはしばしば言われたものが消費者の持つ脆弱性への着目でした。ただ脆弱性の概念自体が論者によってもかなり違ってくることがあって。今小塚先生からは、相対的なというか相関的な脆弱性への着目というのが1つあることが指摘されました。着目するにしても概念自体が明確ではなくてそれ自体を詰めていく必要があり、その1つの捉え方として、事業者の行為ですとか関係の中で脆弱性というのが登場してくるといふ、そういう形での脆弱性への着目というのが1つあるというご意見であったわけですが、まずはこの点について、さらにご指摘がありますでしょうか。大屋先生お願いします。

○大屋雄裕構成員

はい、ありがとうございます。一応法哲学者というか言語哲学者であったということ誇示しようと思っただけなんですけれども、これまで考えていた典型的消費者概念における脆弱性っていうのは共通の要素が定義可能なものだったと思うんですね。つまり、高齢者であれば高齢に伴う認知能力の低下みたいなものである。未成年者であれば未発達であると、精神的能力が未発達であるっていうことですね。これと今後のパターンの違いが問題になるというのが小塚先生のご指摘だと思うんですが、この脆弱性概念については、私自身は、言語哲学の方だとトラウザーワーズ (trouser words) っていうんですけど、その否定が共通性を持つような概念の典型例だと考えた方がよろしかろうというふうに思っています。つまり、脆弱性の中身は様々であるわけなんですけれども、脆弱性がないケースって何ですかっていうところは割とシンプルに、要するに民法が想定していたような近代的個人の十全の判断ですよっていうふうに言えるのではないかな。だからそのような理想的決定者としての個人モデルが何らかの意味で危機に瀕している状態のことを、全部我々は脆弱性と呼んでいます。その中で繰り返し言うところにある程度共通性があるものをこれまでにはカテゴリカルに一定の枠で救済してきたんだけど、そうじゃないものが現れてくる。その現れ方の典型は小塚先生がおっしゃったように相手との関係性とかその場のシチュエーションでそうなるっていうものである。それらがむしろ属性としての共通性を持たないのだということを前提にした制度設計というものをしなければいけないというのが今回の議論で結構現れてきた論点なんだろうというふうに言えるだろうと思いました。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。もう少しこの点についてご意見があればいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。脆弱性を巡ってと言ってもいいかとは思いますが、室岡先生お願いします。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○沖野眞巳構成員

大丈夫です。

○室岡健志構成員

はい。先ほどの大屋先生の議論、私は、法哲学は素人ですが心から同意します。

私自身も脆弱性に類型化していくと、特に AI やダークパターンなどはまさにそうですけれど、毎日毎日新しい脆弱性が出てきて收拾がつかなくなる可能性はあるのではないかと思います。それよりも、脆弱でない状況をまずどういう状況かというのを議論した上で、そうでないものは少なくとも、規制すべきかどうかは置いておいて、消費者保護の範疇としては考えるべきという議論の立て方は、筋が通ったものだと思います。関連した点として、米国連邦取引委員会、FTC において、消費者保護は protect consumers from unfair and deceptive practices in the marketplace と定義しております。ここで unfair practice、不公正慣行とは、ざっくり言うと消費者が常識的な判断のもとで損害を避けることができないような慣行です。また deceptive practice、欺瞞的慣行とは、平たく言ってしまうと消費者の誤認を誘発するような慣行です。その上で、どのような慣行だと消費者の誤認を誘発するかなどの議論を行っております。私はあくまで経済学の側から見た消費者保護しか存じませんが、この定義は腑に落ちるものだと個人的には考えております。そのため、1つ1つの類型、例えば高齢者、認知症、若年者というような具体的な類型を挙げて考えていくことも実践として非常に重要ではありますが、他方で大屋先生のおっしゃった通り、まずは欺瞞的でない状況を前提として、何らかの意味で欺瞞的であるという疑いが生じた際に都度考えるという方針はあるのかなと思いました。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございました。この脆弱性の話について既にいろいろな捉え方が出されたように思います。1つは非常に広義には、と言いますか最も広い意味ではまさに強い消費者というか強い対等性を持った古典的な民法における人を想定し、その人の瑕疵のない意思決定、十分な判断力に裏打ちされて真摯で何の誤認もない、十分な情報に基づいた意思決定がされるというような取引があるべき姿として想定されることとして、それが欠けているような状態で意思決定や契約締結がされ、それをもたらした原因というのが、脆弱性だとすると、民法の意思表示の瑕疵も全て脆弱性の問題ということになるわけですね、詐欺に遭ったとかですね。それは常に消費者の話であったかということは1つあるかと思いますが、なんというか、その広い意味でのそのようなことが期待できないような状況であったり、属性であったりというものを広く脆弱性として捉えると。そこに消費者ゆえの特性というのがさらにあるのかという話が出てくるかと思うんですけども。そういった中には一方で着目点として室岡先生から出していただいたのは deceptive あるいは unfair というのはちょっと評価の問題かもしれませんが、欺瞞性ということが1つのキーワードではないかということを出していただいたかと思います。他方で、大屋先生やあるいは小塚先生からは、その中に今まで脆弱性として考えてきたときにそのメルクマールとして高齢の認知の話ですとか、未成年者の社会的未経験ということで、一種の属性、判断力などの属性の話として捉えてきた面がある。しかしそれに対して非常に状況依存的な面での脆弱性というのもあって、それはこういう人だからという面ではなく出てくるということで共通の属性的な要素としての脆弱性というものと、もう少し状況あるいは関係に相関的な脆弱性というものもあるということをそれぞれお示しいただいたと思います。このうちどれを捉えるかとか、さらにはそれが法的な対応をどこまで要するものなのかという問題はさらにあります。ただ、脆弱性といわれるものが非常に着目を浴びているということがあり、従来であればむしろ消費者契約法についていえば当初はそこを補完すれば対等性の確保ができるという

ことであった、従って支援であるという話だったのが、むしろ保護をやはり考えるべき消費者像というのがまた出てくるんじゃないかと、割とプリミティブなそういう話を考えていたかと思います。そういう法的な対応としてそれらの何を捕まえ、あるいは捕まえなくてもいいのか、対応の具体的な中身をどうしていくのかというときに、この脆弱性というのを1つの鍵としつつその中身を分析していくことで検討する必要があるということと思いました。そうしますとこのインデックスをどう修正したらいいかです。非常に悩ましいことではあるんですけども、広い意味での脆弱性と言ったらいいですかね。従来捉えられていた情報や交渉力の格差以外のその判断や決定の責任というかそれをその主体たる消費者に帰すことができないような様々な事情というのを脆弱性という中で捉えて、それをどういう視点から着目するのか、属性的に考えるのか、状況依存的に考えるのかということからこれまでの議論をさらに整理していけないかと。例えばそもそもおよそ人はそういうものを持っていますということであれば属性の話になってくるかもしれません。今日これをインデックスとしてどうまとめていいのかも非常に興味深いけれども難しい感じがしているんですが、議論としてはいろいろいただきたいと思います。それをどうまとめていくのかは、また次の段階でするのでとにかく今日はいろいろ議論を出していただきたいと思いますが、1の(1)につきまして、ではその他の点などございますでしょうか。消費者法で何を実現するかと、自由・自律性の保障や、安心・安全・幸福の保障等ということですがそのためにどういうところに着目する必要があるのかということかと思えますけれども。それでは、また関連するところもあると思いますからそのときは戻ってくることにして先に進ませていただいてよろしいでしょうか。それではですね、次に、2の消費者法の対象主体とその考え方ということで、(1)消費者概念の再考という点でございます。事業者、それから国ですとか各種の団体というのが他の項目として出ておりますので、そういう項目が一方にあるという中で、消費者概念の再考についてです。ではこの消費者概念の再考についてさらにご指摘やご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。室岡先生お願いします。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。これは消費者法で行うべきかどうかは経済学畑の私からは判断がつかないところもあるのですが、消費者といったときに、本人に限定するのかあるいは被後見人、例えば未成年の子供とかですね、まで含めるのかというのは考えるべきだと思います。例えば、悪徳商法で消費者本人は幸せになっていても、それで破産した結果、未成年の子供が非常に貧困に陥るというのは、未成年の被後見人の自由・自律性が明らかに侵されています。そのため、本人だけでなく関係者、ここで関係者と言ってしまうと收拾がつかなくなるかもしれませんので、少なくとも未成年者などの被後見人は、たとえその子供が直接消費をしているわけではなくても、消費者保護の範囲に入れることを検討してもいいのかなと思いました。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。どういう点から消費者を捉えるのかということで意思決定をする主体と、すいません大屋先生、先に手を挙げておられますのでお願いします。関連してということになりますか。

○大屋雄裕構成員

あんまり関係しないんです。今の点についておっしゃった通り同一家計維持者とか家族等みたいな形でインデックスとしては書けばいいだろうと思います。細かいところはもっとあとで詰めれば良いということかと思いました。それとはちょっと別の話なんですけど、③のところではCtoCの売り手Cの扱って、これだからネットオークションの類などを想定しておられると思うのですが、これとちょっと違う話がおそらく出てきていると思うので書き足した方がよからうというふうに思っています。というのは、中川先生にお越しいただいたときに私ペロッと口滑らしちゃったんですが景品表示法の見直しを別のところでやっていたんですけど、そこで話題になったのがいわゆる買取サービスでして、事業者が高価買取等の広告で誘引して、実際には非常に安価にしか買い取らないというようなタイプの消費者相談がこれはやっぱり消費者団体さんからすると増えてきていると。これは何とかならんのですかっていうのが問題提起としてあり、整理をどうすんのって話がちょっといろいろあったんですけど、結論的にはやはりこれも含めていくべきであろうって話になったんですね。これがややこしいのは、少なくともなんていうか契約の形式としては売り手なんです、消費者側が。なんだけれどもやはり買取サービスを受けている消費者であるという側面がないわけでもない、もしくはそう整理できるパターンもあるだろうと。例えばですけれども、亡くなった方がいて蔵書丸ごと引き取りますって言うてうちに来て、本をガーっと全部持って行って、全部値段つけて、総額幾らでした、出張費引いてこんだけですって振り込んでくれるっていうとなんかこれサービスっぽくもあるわけですね。単に物を売却しているという売買契約ではなさそうっていうふうにも言えると。一方で古本屋の店頭の本1冊持って行って買ってもらえるのも入るのって言い始めるといろいろ面倒なんですけど。ただやっぱりここにちょっと新たなタイプの類型があって、消費者法っていうタイトルと馴染むかはともかくとして、類型としてはやはり従来の広告による誘引と同じですよっていうようなことはやっぱり言わなきゃいけないだろうと。そうすると、BtoCなんだけれどもCが売り手の場合の扱いですよ、そこをどこまで包含するかということも論点として挙げておくべきなのかというふうに思った次第です。私からは以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。まずは2の(1)について、それぞれ他にもご意見がありましたら、あるいはこの今の2点についてですね、室岡先生からご指摘のあった点あるいは大屋先生からご指摘のあった点について、さらに、ご指摘あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小塚荘一郎構成員

よろしいですか。小塚から、まず1つは大屋先生の2番目の点についてですが、ご指摘の論点は非常に重要な点でこれを③に絡めておっしゃったのですが、むしろ①でおそらくこの事務局ペーパーが言っていることはそこかなと。つまり消費をする者というふうに限定をすると、いわゆる商流の下流側に限定されるわけですが、実はその上流側に保護すべき存在がいる場合もあるというご指摘だったかと思いますが、ここのお話かなと。ただ、それと対比して、格差の劣位にあるあるいは脆弱な自然人ということまで広げてしまうと、例えば家族法とかですね、あるいは人間

関係の中でのハラスメントの問題とかも入ってきてしまうので、やはり取引関係でという前提はあるのだと思うのですけれども、その前提で広げていくということであらうかと思えますし、その限りでも私もそうだろうと思えます。

もう1つが、私がこの研究会ですっとある意味で着目してきたところで、一番端的におっしゃっていたのは小林先生だったと思えますけれども、②のところですね、合理的消費者概念というのだけれども、実は人間の行動というのは少なくとも古典モデルがというような意味の合理性はないと。普通の我々でもちょっとしたその状況次第で判断が動くということをお林先生はおっしゃったと思えます。他方であの日の報告にも内在的には入っていたのだと思えますが、明示的には出てこなかったのですけれども、小林先生のご研究では、そういう不合理さというのはある種、人類が生き物として進化していく上では必要なものだったと、あの日もちょっとおっしゃっていましたかね、若者が無茶苦茶な行動をするというのは、それ自体は合理的でないのだけれども、そういうことがあるから、種としての人類は発展してきたんだという面はあると。そういう不合理さと、それと認知症の話もこの研究会で何度も出てきたのですけれども、種として認知症になる人が出るのが合理的だとはおそらく思われなくて、ある意味で生き物としての必要な機能が欠けていく状態。これは多分やはり区別されるべきもので、後者については法の介入の要請あるいは制度の介入の要請は明らかなのではないか。前者の生き物としてはむしろ意味のある合理性・非合理性というのをどこまで制度で矯制してしまっただけなのかというのは、これは慎重に考えなければいけないというところで、先ほど私が脆弱性について留保しながら申し上げたのはそういう問題意識です。というので何か蒸し返すようで恐縮ですが第3点は、②の脆弱性の考え方について、お越しいただいたスピーカーの先生の中には類型化していくという方向を志向された。カライスコス先生とか丸山先生はそうで、おそらくEUの議論に影響を受けておられると思えますが、そこをそういう類型化というのは難しいのではないかと、少なくとも類型化と正面からおっしゃらなかった先生、例えば大澤先生の脆弱性の使い方はそうだったのではないかとと思えますし、宍戸先生も類型化はしておられないと思えます。そのどちらが良いかというのはある段階で決めなければいけないのではないかと。少なくともインデックスとして決めなければいけないのではないかとすることは書けると思えます。私自身は先ほど申し上げたように類型化にはやや懐疑的なところもありますが、そこは個人の意見ですので書かれなくても良いかなと思えます。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。先ほどの1にも関係するところではありますけど、より分析的に深堀して消費者という点からさらにこれを捉えていくとどうか、ということだと思います。大屋先生お願いします。

○大屋雄裕構成員

はい、ありがとうございます。先ほどの小塚先生のご指摘はその通りだと思います。どちらかで書いていただければいいということではありますけれども、ということですね。今、小塚先生がおっしゃった点について言うとそれは論点ですよってというのはまずその通りだと思います。その上で多分救済と組み合わせて考える必要があって、例えばですけれども、それこそ刑事罰みたいなものを想定した場合、それは類型化して事前の予測可能性がかなり高い形で書かないとまずいだろうと。

一方で事後的な、例えば返金請求みたいな話で済みますのであれば、それは後から考えてアンフェアでしたね、でも許されるだろうと思うわけですね。特に確約措置で終わらせるようなケースですね、そこも踏まえてちょっと論点として書いていただくといいのかなというふうに思ったところです。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。2の(1)について。今まで出てきた中では②の消費者の脆弱性への対応のところ、最後に言っていた小塚先生と大屋先生のご指摘の中でもう少し深めて考える。それから類型的思考をするのかどうかということ自体も論点の1つだが、しかしその際には、いずれかということではなくて、救済との関係でさらにそれを組み合わせていくという方向もあるという点も検討する必要があるでしょう。論者によってこの点についての違いがあるということ具体的なお名前も出していただいていますので、それとの関係で整理をしていくということかと思えます。それから、さらに追加的に出していただいた1つは、例えば取引に着目したときに、あるいは消費者の影響とか被害とかですかね、それらに着目したときには、当該行動する主体だけではなく、それに依拠する一定の関係のある人もやはり取り込んでいくべきだと。具体的にはその人の判断力が十分ではないために、しかし自分としては非常に幸せだけれども、そのために子供の養育に非常に影響が出ているというようなそういった場合で、おそらく宗教的な献金などもその1つの例かと思えますけれども、その主体自体をもう少し広げていくことが必要で、主体自体の広がりというのでしょうか。無限に広がるというのではなくてかなり限定された形ですけれども、それはあるいは消費者被害というときの被害者の話かもしれないし、そこにおける一種の是正のために誰にどういう権利を与えるかとかいう中で主体としてもう少し広げて考えるということなのかもしれません。もう1つは①③に関わってですけれども、消費をする者というので取引として今までが物であるとかサービスであるとかの、それに対する対価としての金銭支払いというので、消費者は常にその物とかサービスを受けて金銭を支払う人として捉えられていた面がある。もちろん無償の取引もあるわけですが、それに対して消費者の方から物が行くような場合、役務は考えにくいのかもしれませんが、無形のものを提供するというのがありますよね。情報を提供しているとかいうようなことはあって、何らかのプロバイダが常に事業者であり、それを受けて多くの場合は金銭的な出捐をする者が消費者だということでは必ずしもないし、現実には問題が出ているので、③の売り手が常に問題ではないということと、それから消費をするとは何かですね。サービスの提供を受けていると考えればそこに含まれるんですけれども、特に買取りのような物品が消費者から動いているというような場合は、そこと抵触がありますので、消費者あるいは消費者に関する法制の適用対象としての主体については取引類型についても追加して考える必要があるということかと思えます。具体的には景表法ですとか、もちろんより古くは特商法の押し買いの話とかもあるわけですが、2の(1)については、さしあたりはよろしいでしょうか。これもどこに入れたらいいのかということも、組み換えも、どうしたらいいのか像を結べないのですが、とにかく今日はいろいろな意見を出していただくということで進めていきたいと思えます。また戻ってきていただくこともありうべしということで、事業者の方、(2)ですね、事業者の多様性の考慮については、これはいかがでしょうか。特に法的な対応に対する反応か

らの視点という話と、それから行為自体についての、その悪質な事業者に対してそうではないとかそういうような話は一方であり、それとは別の視点からの事業者の分類というようなこともあったかと思えますけれども。今（2）では①、②の形で1つのまとめをしていただいております、インデックスの付け方として案を用意していただいております。これについてさらに追加すべきだとか、少し見直すべきということとはございますでしょうか。小塚先生お願いします。

○小塚荘一郎構成員

よろしいですか。まず事業者の多様性という題名で言えば何でも入るには入るのですが、①と②は、私はこの話を分けた方がいいかなと思います。②はおそらく先程の（1）③に繋がっているのですよねということで、私が関心あるのはむしろ（2）①の方なので、これから①について意見を言います。①の問題もこの研究会を通じて私も非常に問題意識を強く持ったところです。悪質性に応じた法執行措置の複層化ということが書いてありますが、もう少し広く何か消費者政策上の位置付けの複層化が必要なのではないかなというふうに私自身は考えます。つまり消費者法制自体を事業者は悪いものだ、消費者を騙すものだという前提で作ることはそろそろやめた方がいいのではないかと一方では思い、他方では本当に悪い人たち、本当にだましに来る人たちはいるので、その人たちに対しては法執行の強化を中心とした厳格な適用ということが必要になるというふうに考えます。騙しにくるのでない悪質性の低い事業者については、おそらく規制的な行為規制、あるいは行為規制その他の規制と言っておきますかね、規制的な対応よりも事業者側の例えばガバナンスなどによる対応、それが事業者団体になればソフトローとかの話が出てくると思います。それを認めるということが良いのではないかな。ガバナンスというのはいつも100%ではないので、それだけやっていてそれでかつ悪質性がなくても消費者に結果的に被害が出る場合もありうるのですが、それは先ほどの大屋先生のおっしゃり方で言えば、ごめんなさいと言って返金をしたり確約措置をしたりすることで解決していく。こういう対応というのが許されるのではないかな。そうだとすると、実はどのレベルで法制を作るかによりますが、厳格に執行するためには消費者法制をある程度厳しいところで引かなければいけませんので、そうするとガバナンスとか事業者団体の対応ができているときには、そのレベルよりも、消費者法の適用を引き下げるといいますか後ろへ下げるといったことが必要になるような気がするのですね。これはおそらく法の作り方としてはかなりな転換になるのではないかと私は思っています。つまり消費者庁はやはり消費者を保護する政策の省庁ですよと。そうすると消費者庁の法律でこれをやったら保護が薄くなりますというのは言いにくいのだと思うのですね。言いにくいだけでも、そこは消費者保護のレベルが下がっているわけではなくて、事業者側に何かをしてもらうことによって、法 law というものがむき出しで出てくる状況は後ろに下がりますと、これぐらいのことは消費者庁としても許容するんだという、その政策転換は消費者法の将来のあり方としては、あっていいのではないかなというふうに感じます。方向性のことをかなり申し上げてしまいましたけれども、①のところは少し今申し上げたようなところを、少なくともこういうことがありうるか、といった投げかけは書いていただいたらいいかなと思います。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。大屋先生お願いします。

○大屋雄裕構成員

はい今の点なんですけど、すいません、今日オンラインになっている理由が、直前まで経済産業省の「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」に出たせいなんですけど、そちらで提唱されているアジャイルガバナンスっていう考え方が大体似たようなことを言っているんですね。つまりハードローを前提とする法による統治っていうのをやっぱ多少控えめにしていかなきゃいけないと。というのは、特に先端科学技術のガバナンスとか新たなビジネス環境なんかだと、先ほどの刑事罰みたいなケースが典型ですけども、明確な構成要件を事前に明示することが極めて難しくなっているからだと。だから過剰規制で産業を萎縮させちゃったり、その逆みたいなことが起きるので、事業者による独自のガバナンスシステムを尊重して、それが健全に機能しているということを政府がガバナンスしますみたいな間接規制的なことも含めて考えていかなきゃいけないと。そこでそういったものも含めて、かぎ括弧付きの〈法〉っていうものを考えて、その〈法〉というものがきちんと統治するようなモデルを組み立てていきましょうみたいなことを提言しているので、そのあたりとの関係性もちょっと意識して書いていただくといいのかなというふうに思いましたということです。それだけです。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。他のところにも関係する後ほどの法的な制度や手法の役割の相互関係とか分担とかそういうことにも繋がっていくのだと思いますけれども、それにあたってその事業者をどう位置付けるか、あるいはその事業者による一種の規律の形成をどうバックアップなり評価なり、組み込みをしていけるかということだと思いましたがけれども。よろしいでしょうか。そうしますと①の事業者の多様性の考慮の中には、ここの悪質性、かぎ括弧付きの悪質性もあれば全くまっとうだけれども例えばAIを使ったときのように、目的はまっとうだけれども何もしないと悪い方に持っていかれてしまうと、だから体制の方で注意をしてくださいとそういうタイプもあったかと思えますけれども、かぎ括弧付きの事業者の悪質性ですかね、それに応じた法制度、あるいは消費者政策における位置づけ、まさにそちらも多様性かもしれません。あるいは連携性だとかを考えていく必要があります、その具体的な中身は今言っていたような話があるかと思えます。その話と、いろいろなある取引、個々の消費者取引を見たときに、それに至る広告の提供だとかそういうものがあったりプラットフォームもあったり、そういうその意味でも多様な事業者の関わり方というのはあるんですけども、①と②はかなり性格が確かに違うので、①②という打ち方がいいのかどうか。ただ先ほどの消費者のところでもそれに生活を依拠する家族のひとりというようなものも主体の中に取り込んでいくことが必要だとすると、取引に直接関わる者以外の事業者というのも考えていく必要があるということは（2）の事業者の問題の中に入れていくことでもいいのかもしれませんが。整理をもう少し考えていく必要があるかと思えますけれども。

○小塚荘一郎構成員

今度はそちらの問題を申し上げると、この今のリストでいうと、2（1）の③の

ところで出てきている話と、この(2)の②で出てきている話と、それから今、沖野先生が取り上げてくださいましたが、元々室岡先生が最初におっしゃった家族のような話、これは、みな取引当事者は誰かという話なのですよね。おそらく事務局の問題意識としては伝統的には売り手・買い手あるいはサービスの供給者・利用者という関係がある。従って例えばプラットフォームであってもプラットフォームを利用させるというサービスを事業者は提供し、消費者はそのプラットフォームを利用するという権利を買っているというそういう位置づけになっていて、それでいいのかという問題意識なのだと思うのですよ。私は、それはそれで大きな問題だと思いますので、そこはむしろまとめていただいて、それこそ(3)なのかあるいは(1)と(2)の間に1Aが入るのかわかりませんが、むしろまとめた方がいいような気がします。他方で、それについては実はあまりヒアリングをしてないのですよね。つまり例えばプラットフォームの役割とか位置づけみたいなことを、ほとんどどなたにもお話しただけではないので、ヒアリングのまとめだけで何か書こうとすると、そこは、項目は立ったけれども空欄ということになりそうで、もちろん楽しいテーマなので、この5人の委員で議論すれば、1回非常に面白い議論ができると思いますけれども、ちょっと今のところは素材が出てきていない状態かなという気がします。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今回いろいろな点がいろいろなところに出てきて相互に関連したりします。脆弱性もそうですし、先ほどの例えば事業者による自主的な取り組みや規制というものをどう位置づけていくかも事業者の多様性のところも出てくるし、後で消費者法のあり方のところでも出てきます。いろいろなところで出てきますので、どこかに集約しなければいけないということでもないんだとは思いますが。ただ、相互の関連する視点は意識しておいた方がいいだろうと思いました。あとプラットフォームの問題は、カライスコス先生がその話をしてくださったかのではなかったかと思います。ただ、ヒアリングでそれなりに扱われた問題にのみ限定することもないと思いますので、そこからこう分析していくとこの部分がやっぱりありますねというのももちろん、今回はヒアリングをまとめるというよりは、ヒアリングを受けその議論を受けて、今後の展開に向けた整理をするということなので、ヒアリング等の関係では記述が薄くなるかもしれませんが、それは立てていただいたらいいと思います。どう立てるのか、今日この後どうするのかという悩みをすでに抱えている感じですけど、だからこそ非常に興味深いと思いますが。そうですね、(2)の②はここに置いた方がいいのか、少し別立てにして、もう少し広がりですよね、主体の広がりの方で消費者の場合、あるいは消費者側の場合、事業者の場合、あるいはまさに基盤を提供するような意味での、それ自体独立した事業者というような話があるかと思いますので、ここに関わるプレイヤーの問題としてというふうに考えた方がいいかもしれませんね。別出しにした方がいいのかも含めて要検討ということかと思いました。それではさらに続きに行きたいと思いません。(3)ここにも様々なものが入っております。1つは国、それから団体ですね。団体も事業者団体、消費者団体、中間団体というのが掲げられておまして、これらの役割の再考というところに入りたいと思います。行政機関や国としてはどうすべきだという話はいろいろなところでかなりご指摘あったと思いますし、そういう団体の役割もかなりいろいろな指摘があったかと思いますが、いかがでしょ

うか、1ページから2ページにかけてということになります。大屋先生お願いします。

○大屋雄裕構成員

1点だけ簡単な話なんですけど、②のところで1ポツで消費者団体の役割の明確化と、それに見合った消費者団体の認定・育成の必要性って書いてあって、そのあたりで意識されているのかなと思うんですけど、やっぱりeコマースが伸びてきた時代に、地域ベースの消費者団体だけで対応するのは結構難しいっていう話はあると思うんですよね。私も発言したことありますけど。なのでやはりインターネットとeコマースの発展に対応したというようなところをちょっと明示していただけないのかなというふうに思いました。はい、それだけです。

○沖野眞已構成員

ありがとうございます。今の点はそうですね、情報化とかインターネット取引等の進展に伴うという点を明確にするような形でしょうか。

○大屋雄裕構成員

情報化とかインターネット取引等の進展への対応みたいな形で、丸括弧で後ろにつけていただいてもいいし。そんな程度でいいと思いますけれども。

○沖野眞已構成員

消費者団体の地域性というものをどう考えてどう評価すべきかはまたそれとしてご指摘もあったように思います。それがインターネット取引だけに起因するのかというところもあるかと思えますけれども。両面からということかと思えます。

○大屋雄裕構成員

一方で山本隆司先生がおっしゃったと思いますが、被害を感じた消費者って必ずある地域にいるわけですから、そういう方が相談に行きやすい窓口を持っていますよねっていうような、その情報をトラップしやすいですよねっていう意味で地域的な消費者団体の価値って当然あると思うんですけど、他方で例えばダークパターンみたいなものを考えたときに、どういう共通性があるかというのが新たに出現してきましたよねみたいな話を個々のその地域の消費者団体がバラバラにやるのかっていうと、やっぱり無理でしょって気がするんですよね。やっぱり端緒として窓口になるところと、その分析とか場合によってはそのロビーイングも含めて、政府への働きかけとか事業者との対応とかそういうことができる団体っていうのを分けていくことも必要かもしれない。その時ちょっと言及しましたけれども、やっぱり被害者の駆け込み先として都道府県警とそのシステムである警察署・派出所っていうところが決定的に重要なんですけども、サイバー犯罪の捜査を都道府県でやるのはもう無理なんですと、少なくとも都道府県だけでやるのは無理だということになってサイバー警察隊を発足させましたので、それと似たような発想が必要じゃないかなというふうに思えますと、こういうことです。

○沖野眞已構成員

ありがとうございます。役割の明確化の中に、一方でその地域というかそれでは

もう能力的にもできないような問題があって、それへの対応の話と、その明確化の中には役割の分化というのがさらにあるということでしょうか。ありがとうございます。そのほかはよろしいでしょうか。お願いします。

○小塚莊一郎構成員

今日は私ばかりがたくさん喋っていて申し訳ないですけども、大屋先生が言われたことはその通りで、それはおそらく、1つは消費者団体の多様化、あるいは多様な消費者団体の後押しみたいな項目が多分あった方がよいという話ではないかと思うのですね。消費者団体が全体的に日本の場合力が弱いというのは何人かの先生から問題提起があったと思いますし、それは、財政的支援ができるかどうかは別として、やはり何らかの支援はしていく必要があるだろうというふうに思われますので、そういう意味で後押しと今申し上げました。多様なというのは、やはり伝統的なあり方として地域地域に消費者団体があってその全国組織が上に乗っかっているというのが日本の伝統的な消費者団体のあり方としておそらくあって、それでいいのですかという問題提起が含まれていたかなというのが大屋先生のご発言だと思います。私もそう思います。他方でその伝統的なあり方というのは消費者団体が比較的、総合対応なのです。要するに消費者問題を何でも取り組むのです。もちろんその中にいろいろな問題の専門家の方がいらっしやって、例えばテレコム関係の消費者問題だったらこの人とかですね、製品安全だったらこの人とかがいらっしやるわけですけども、それとは別に特定の問題とか、特定の被害のあり方に対応した消費者団体みたいなものがあるのもいいのではないかと思いますし、それは単に救済の場面だけではなくて政策形成の場面にも、そういう消費者団体に関与してくる、政策プロセスの話も何度もこのヒアリングで出ましてやはりマルチステークホルダーといいますかね、というときにちょっと伝統的な方々で総合的に見ておられる、その中に専門の方がいらっしやるというだけではない団体に関与した方がいろいろな知見が得られるところもあるのではないかと。何か政策ハッカソンみたいなことやってもいいと思うのですよね。政策提案を出してもらって面白そうな政策提案を出した消費者団体には検討の場に加わっていただくとかですね、そんなことがあってもいいぐらいではないかなと、これは私の独自の意見です。どなたのヒアリングの意見でもありません。それから私がずっとこだわっていて、ここにそれで取り上げていただいたのかわかりませんが、括弧の中にデザインの監視評価等というのが書いてありますけれども、これは今度は主体の話ではなくて消費者団体の役割の話で、少なくとも契約条項の監視というところまでは大澤先生なんかもおっしゃっていて丸山先生もおっしゃっていたかな。それをさらに広げてアーキテクチャーの監視みたいなことがあっていいと思いますし、そういうご質問を投げて駄目だとおっしゃった方はいらっしやらなかったような気がするのです。積極的に乗ってくださったかどうかは別としてですね、というふうに思います。以上が②の中の消費者団体についてです。もう1つここに書いていただいているのですが私はここで取り上げた方がいいと思うのが、脆弱性を持った主体を支援する組織ですね。例えば駒村先生のお話とか成木先生のお話とかで、認知症を持っている人とか高齢者の方をテクノロジーも使って支援していくみたいなお話があったと思います。これは当然 NPO 法人とかでいろいろな団体に関与しているわけです。こういうものをもう少し政策制度の中に位置づけていくということがあってもいいのではないかと。これもさっきと似たような話で、そういう団体に協力したりあるいはそういう工夫

を利用しているときには、またむき出しの法の適用は後ろに下がるという、そういう仕組みがあった方がいいのではないかというふうに私は感じています。ひょっとすると発言したかもしれません。というのは、そうでないと、いいことをやっていますね、何か CSR でそこに協力します、お金を出しますというような、いつまでたってもボランティアみたいな話になるのですよね。制度に位置づけると、もう少し違った話で、やっぱりそういうテクノロジーを利用した仕組みを作り、それを組み込んで、組み込むと事業者にもメリットがある。だけれどもそのテクノロジーを使った仕組みというのは非常に脆弱性を持った消費者にとって有益なものなので消費者もハッピーになる。こういう世界が、やはり事業者と消費者でオールオアナッシングでやっていた世界に、第三の団体を間にかませることによって win-win の世界が作れるということがありうるのではないかなと。それも新たな中間団体の役割であっていいのではないかなというふうに思います。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。消費者団体そのものではないけれども、消費者をサポートする団体と、それと法制度による対応との組み合わせですね。後押しの仕方というのが、団体自体を育成していくための後押しもあれば、その活動をバックアップするとか使うとかいうことに対する後押しのための法制度の仕組みがそれぞれあるでしょうということですね。ありがとうございます。この点につきまして、よろしいでしょうか。それでは大きな3項目目が消費者法に何が必要かということで、ここがさらに(1)から(4)まで項目が立っています。まずは技術との関係で、AI等の技術が果たす役割、その関係の整理という点ですけれども、まずこの3の(1)につきまして、さらにご指摘あるいはご意見をいただければと思います。こちらについてはいかがでしょうか。実はすでに出てきたところもあると思いますけれども、消費者法を考えていくときに、この技術が果たす役割や法と技術の関係というものを整理していく必要があるということですが、今のところはよろしいでしょうか。漠としていけば規制の必要性というところですかね。

○小塚荘一郎構成員

と言いますか、要するに(2)の②に中身が書いてあるので、実質的な議論はそこですかねという感じで。

○沖野眞巳構成員

わかりました。ありがとうございます。(1)は、そもそも対応の必要性というか、法が出てくることによって制約的に働きすぎてもいけないし、けれども、というところですね。ありがとうございます。具体的な話はむしろ(2)で出てくるということなので、(1)につきましては、これもまた戻っていただく可能性はあるとしまして、むしろ(2)の方に入りたいと思います。(2)の社会の変化等に対応して新たに必要になる法規定ということで、高齢化、デジタル化、それからデジタル化に伴い越境取引という3つが上がっておりますけれども、いずれからでもいかがでしょうか。かなり具体的などころにも立ち入っているかと思いますが。

○小塚荘一郎構成員

なんとなく大屋先生と私とどっちが先に言うかみたいな感じになっていますけれ

どもちょっといいですか。それでは小塚の方から。まずこの③に私はずっとこだわって、しつこくいろいろな方にお聞きしてきたところです。これは、本当に私はもう喫緊の課題だと思っています。越境取引に対しての執行の強化ということ、それからその前提かもしれませんけれども、準拠法ルールでも消費者保護法制を越境取引にきちんと適用していくということが必要だと思います。他方で、プラットフォーム提供者がここでいろいろな役割を果たしうるのではないかというのは確かにいろいろな方、何人もの先生方がおっしゃっていたと思います。これは本当に重要なことで、特に先ほどの区別で言うと、悪質な事業者ほどこういう仕組みを悪用しますので。越境取引事業者が全て悪質だと言っているつもりは全くないですよ。そうではなくて、悪質な事業者がこういう仕組みを利用してきますので、ちょっと消費者庁の域を超える、要するに警察とかとの部分との協力も含めて、重要になってくる点だと思います。そこをまず強調しておきます。

次に②については、これもダークパターンへの対応の仕方、あり方について高先生のお話があったりしましたが、どういうダークパターンが悪いダークパターンなのかということとはすごく難しいというのを、その時もそれからもっと前の長谷川先生のお話でも私は感じました。これはまだまだ要議論の論点なのかなと。その意味でダークパターンに対する法規制のあり方、特に規制すべきものと、規制しない方がいいものと、規制されなくても構わないというものと、この識別ということについて議論をしていく必要があるのではないかということ強く感じました。これはおそらく先程の話と関係しているんですよね、人間全員が合理的な判断をする面があるということから、そこを少しでも歪めるようなアーキテクチャーを全てダークパターンだと言い出すと、もうおよそ全てのウェブサービス、ネットサービスが規制されるようなことになってしまいかねないので、ちょっと難しいところがある。他方で明らかに規制すべきものは確かにあるというので難しいかなというふうに感じたということです。そこは少しブレイクダウンして書く必要があると思います。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。ダークパターンに対する法規定のあり方が、ダークパターン自体がそもそもいろいろあって、それで法的な応接についてもしなくていいというタイプもあるし、ダークというからにはダークなんでしょうけれども、同じレベルで取り組む必要もなければ、ということですね。すみません、大屋先生お願いします。

○大屋雄裕構成員

いやまさにその点でして、非常に深刻に脆弱性を狙おうとするものももちろんあるわけですがけれども、できればこれに掛かってくれると売上増えるよなみたいなタイプのわりとシンプルにありがちなタイプの誘導もあるわけですね。なのでこの法規定のあり方っていう書きぶりがちょっとよくないかなと思っていて、やっぱりガバナンスのあり方について議論する必要がありますと、その中で特に悪質なものとして類型ができるようなものについては法規制で直接アウトっていうのもありうるかもしれないですけども、どちらかという、例えばですがカリフォルニアがそうだったかな、要するにサブスクリプションサービスについて2クリック以内で解約できないと駄目ですっていう行政法的な、業法的な規制の仕方を考えると、あるいは前の話と同じですけども、事後的にやっぱりバイアスが出ちゃっていた

ことがわかったときに確約措置で返金対応なんかをすとか、代金割引かけますみたいな話をするような対応を考えた方がおそらくは健全だろうと思われるのですね。なので法規制を否定するわけではないけれども、そういう形で間接的な規制の仕方をどうデザインしていくかという論点として考えていただいた方がおそらくいいかなというふうに思います。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。法規定のあり方の中にも、何もしないということも含めてだと思えますし、任せるんだけどそれを任せることをバックアップできるような形を取ることもあるかと思えます。室岡先生お願いします。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。まさに今の大屋先生の議論に関連したところですね。私自身もやっぱり法規定のあり方あるいは法的対応という言葉は、かなり強い言葉に見えてしまいます。例えばサブスクリプションを用いていて、気付かず毎月毎月お金が引き落とされている状況がある場合、何らかの対応は当然考えていくべきだと思うんですが、ではそこで何をすのかというところで、いきなり法的対応というよりは、多様性を持って考えることが大切ではないかと個人的には思います。具体的には、例えばサブスクリプションについては何らかのガイドラインを考える、あるいは2クリック以内で簡単にキャンセルできるという、あるいは課金について事前にお知らせを送ることを努力義務化するなど、ガイドラインや努力義務という形での対応も十分考えられると思います。ダークパターンについては、理念として1つあり得るのは、誤認を誘発するものはもうダークパターンである。誤認はやっぱりどういう状況であろうと作為的であろうと無作為であろうと良くないことではありますので、誤認を誘発するものは避けるべきというところまでおそらく理念として通るとは思いますが、ただ本当に悪質なもので契約取消まで持ってかないといけないうものもあれば、意図しない相対的に軽微なものまであります。そういうときは、例えば改善の命令ではなく勧告を出す、ガイドラインや努力義務なども含めた、多様性を持った対応が必要になるのではないかなと考えております。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今までの中で法的な対応とか法規定のあり方ということ自体の捉え方が人によって違ってくると思ひまして、例えば努力義務を課すとか努力義務でなくても努めるものとするぐらいの規定であったとしても、例えば法律でそれを入れるとすると、法的な対応そのものだけでも端的に禁止するとかではないと。それからガイドラインの形成なんだけれど、そのガイドラインの形成自体をバックアップするような仕組みをつくるか、あるいはその遵守のための、そういうことに即していればセーフと見るとかですね、いろいろな法的な対応があり、様々なグラデーションがあるということを確認しておかないと何か全部すごくハードな形で法的な対応をすというふうに見られてしまう可能性があるんで、様々な何て言ったらいいのか、一方、ガバナンスだけだとちょっと逆にもうガバナンスに任せてしまうっていうようなニュアンスになってもいけないと思うんです。中身を見ればわかることなんですけれど、ここではとりあえずその法規定というところとちょっと強い規律をイメージさせてしまうことがあるので、言葉の使い方に注意をした

方がいいですね。多様な対応が法的なあり方としてもありますねと。その中には行政の一定の手法ということもあるわけなので、それも含めたということかと思いますが、言葉の使い方に注意はした方がいいかもしれないということが1つあるかと思いました。あと誤認の誘発は先ほどのディセプティブの話にも繋がってきて、それが非常に問題だと。ただそれを意図してやるディセプションもあれば、意図せずそうになってしまうというものもあったり、誤認も様々なグラデーションがあって、非常に良いイメージを持って誤認という可能性があったりするんで、そのグラデーションの捉え方も考える必要があるというご指摘をいただいたのかと思いました。それが②ですね。①は高齢化ということでこれもかなりいろいろなプレゼンテーションをいただきました。科学的とかそういう面からもいただいたところで、典型的な1つのお話でもあるのかとは思いましたけれども。(2)では3項目を特に重点的に挙げているわけですが、それでよろしいですかね。付け加えるところはありますか。その中に含まれてくるということでもよろしいですかね。

○小塚荘一郎構成員

私も今記憶を一生懸命喚起しようとしているのですが、類型的・属性的という整理でよかったのでしょうか。

○沖野眞已構成員

認知症高齢者などですが、先ほどの話に関係しますね。

○小塚荘一郎構成員

さっき脆弱性との関係でも同じ問題が出たのですが、ここはちょっとレベル感が違うのですけれども。こういう認知高齢者がみな同じパターンになるという話で良かったのでしょうか。

○大屋雄裕構成員

認知症高齢者としては一定の傾向性があるんだけど症状の現れ方はだいぶ違うっていう指摘がされていたと思うし、だからいわゆるまだらボケみたいに、1人の人を見ても通時的に状態が変わるっていう話がありましたよねと。それとあとはこれだけ寿命が延びてくると大体みんな認知症の懸念のある高齢者になるんですみたいな所もあるでしょうと。そうすると、これちょっと類型的・属性的な脆弱性というこれまでのタイプでは捉えにくい話だよなって話だったような記憶はあります。つまり成年被後見人なんかは類型的に決めちゃうわけですが、そこに引っかけられないタイプが問題なんだよなっていうところが力点だったと思いますね。典型的にはさっきのまだらですけれども。

○小塚荘一郎構成員

つまりここは議論が少し複層的になっていて、消費者の脆弱性一般の話からすると、明らかに特殊なカテゴリーで、そういう意味でいうと類型なのですね。ところがこの特殊な類型の中にはそれこそ多様な症状の方がいらっちゃって、ですからそこを取り出すというところまでは類型的にできるのだけでも、属性的・類型的な脆弱性と言ったときに、認知症高齢者の方について一律の扱いをするというところを含んでしまうと、伺ったお話とは違うような気が私もするのですよね。

○沖野眞巳構成員

一種のカテゴリーとして認知症高齢者というカテゴリーを捉え、その人がそういう属性を持っていることを捉えているということがあるんだけど、それへの対応がおよそそういうものだから類型的に一律とか、その中でさらに第何類型とかつけてということでは必ずしもないはずだということですね。すいません、室岡先生お願いします。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。まさに沖野先生や皆様のおっしゃる通りだと思います。1つ付け加えると、私自身も認知症の高齢者、特に大屋先生が先ほどおっしゃった超高齢化社会によって、それこそ平均的な消費者像として認知症の消費者を考えなきゃいけない可能性が将来的にはあると思いますし、極めて重要な問題だと思います。他方で、認知症の高齢者についての消費者対応を考えると、おそらくこれだけで研究会が必要なほど重要かつ難しい問題ではあるかなと思います。認知症の問題は消費者政策として極めて重要ですが、それに対して具体的にどのような法規定まで議論できるかというのは、この会の中でできるのか正直不明瞭であるというのが私の正直な意見です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。認知症高齢者の問題は本当に多数回にわたって取り上げていただいたと思いますし、必ずしも一律の方向ではなかったように思います。これは高齢社会の進展に伴う問題として以前から長くに渡って重視されそこにさらに科学的知見や経済学の分析により、問題がより多様であることが明らかにされ、対応自体も多様な対応が考えられつつある中で、例えば成年後見をどうするかという1つをとっても研究会が立ちそうな話なので、このあと消費者という観点から切っていくわけですが、それにしたってこれを捉えきれますかというのは、おそらく他の項目のAIだってそうだし、ダークパターンだってそうだと思うのです。だけれども、消費者法としてやはり避けては通れない観点であり問題がそこにあることは確かなので、これを今回の懇談会のこの後をどうするかという話はあると思うんですけど、懇談会の中でいろいろな問題があった中でここは落とせない問題だし、それを消費者法だけで引き受けられる話でもないし消費者法でも非常に問題があるは確かですけれども、そういうとても重要な問題であるということ意識しつつ、かつこれまで比較的一律画一的に捉えられがちであった判断能力の低下というような話には必ずしも限らない、あるいはそこにも非常な多様性があるということ踏まえた政策や制度の検討の必要性ということかと思いました。しかし非常に大きな重い問題であることは本当に確かなので、今のご指摘は、この今インデックスと言っているこのインデックスを作ることがその後どう展開していくのかという問題のところもあるのですが、さしあたりは今回、様々にご検討いただいたものについて、整理をしておくということでこれに今後どういう形で取り組んでいくのかはまた次に検討していただく問題ということで進めさせていただくのかなと思っています。それでは先ほどの点、類型的・属性的な脆弱性というのが捉え方としてはそういう面があることは確かだと思うんですがそれが類型的・属性的に一律あるいはそのむしろ外にあるというかその周辺にある認知症高齢者というのをカテゴリー

でとると、全てが入ってくるわけですが、段階的に生じるということになると、その切り方もできないかもしれないということも含めて、中身としては典型的に限らないという捉え方だということになるかと思えますけれど、タイトルとしてより巧いものが見つからなければそのままかもしれません。それでは次の（3）ですね、様々な法的手法の役割分担と関係性の検討についてご意見をいただきたいと思えます。これも既にご指摘もいただいたところでもありますけれども、役割分担という観点からここでの法的手法というのは非常に広い意味でだと思えますけれども、（3）の項目について、何かさらにこの整理に対して注意すべき点ですとか付け加える点ですとかありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○小塚莊一郎構成員

ちょっと切りながら発言してもいいですか。

○沖野眞巳構成員

よろしくお願いします。

○小塚莊一郎構成員

まず①に限定してとりあえず発言をしますが、先ほどから出ている法とか法規制という言葉の意味というところに関わってくるのだと思うのですね。しかしこのインデックスはそのソフトローまで言っているのだけれども、まだやはりある種の規範的なもののことを言っていて、先ほど大屋先生がアジャイルガバナンスというふうにおっしゃったのは明らかにそれを超える仕組みまでを含んでいるというのでそれを何と言うのかというのが、さっき沖野先生がまとめられたところだと思います。その話が中身としてここに入っていると思います。場所がここでいいかという問題はもう1つあります。最初に持ってきた方が、誤解がないのではないかと。逆に最後に全体を通じてですね、こう書くのかとかいう問題はあると思います。それで私はアジャイルガバナンスをあまり好きではないのですが、その1つの理由は、商法が私のバックグラウンドであるので、ガバナンスという言葉を経営組織としてのあり方、例えば事業者の対応という意味でのガバナンス、消費者契約に対応する体制の問題とか、あるいは「AI ガバナンス」みたいなガバナンスを考えてしまうのですね。でもさっき大屋先生が的確にまとめられたアジャイルガバナンスの議論は明らかにそういう以上のものを含んでいて、これもニュアンスのある言葉だけれども、広く社会統制の仕組みというのをどう組み合わせていくかみたいな議論なので、ここにガバナンスと書いたときにもまたそれはそれで言葉として要注意だなということがあります。それをどういうふうに表現したらいいのかということがありますが、いずれにしても将来の消費者契約法のあり方について、法とかルールだけで適切な対応ができるという考え方は限界に来ているというのはなんとなく各テーマの中で出てきているような気がしています。あともう1つこれは、本当は途中で言いそびれただけなのかもしれませんが、悪質な事業者、悪質でない事業者との関連において、ルールの明確性という話が出てきたのですよね、何度も。悪質でない事業者の方とはとりわけ立法過程では明確なルールをお求めになる。私はそれに同情的なところもあって、おそらく持ち帰られたときのことを考えるとそうなるのだろう。しかしそれが消費者法を非常に歪めているというご指摘はいろいろな方からあったと思えます。そういう意味で言うところの法のあり方ということもまた、何か法の作り方、法

規定の作り方かな、という論点がどこかに、ここかどうかよくわかりませんがどこかにあった方がいいような気がします。今世の中にグレーゾーン解消制度という制度もあって、それはそれでちょっと物議を醸している面もあるのですが、消費者契約条項のグレーゾーン改正条項付議制度みたいなのがあっていいかもしれません。次の②に出てくるフランスの濫用条項委員会が実はその裏返しなのかもしれませんね。何かその話があった方がいい気がします。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。最初の点は確かに今回の法的手法の役割分担の中に、②に入っている部分もあるんですけど、法やルールということを超えた対応、制度作りなんですかね。実は小塚先生のご指摘で私自身もそういう理解でいたことがわかったのですが、ダークパターンに対するガバナンスのあり方と大屋先生が指摘されたときにちょっとガバナンスは狭いかもかもしれないと思ったのは組織とか体制でそれをどうガバナーするかというようなことを考えていたため、しかし別に組織に関係なければ社会におけるまさにどうガバナーするかなんですよね。ということだから、社会的なコントロールとか統制とかそういうことなんですけど、ついガバナンスというのとどうしてもコーポレートと結びつけて考えてしまうから、さっきの法的対応とか規制もそうなんですけど、いろんな言葉が、それが喚起するイメージというのが固まっている可能性があるんでそれに引きずられないように、中身を示す必要がありますね。その点はよくわかりました。すいません、大屋先生お願いします。

○大屋雄裕構成員

いや、やっぱりお2人民事法がバックグラウンドなのかなと思ったんですよ。つまり私からするとガバメントがやるのがガバナンスでしょっていうふうに思うので、だからそれは組織のガバナンスと切り離れたことと言うならばこれ、社会のガバナンス、社会全体のガバナンスであって、それを組織のガバナンスを切り離れた表現で例えば言うとするならば、社会全体の規制のコーディネーションなんですよ、協調であると。そこでいう規制ってちょっと広義で、ハードローによる直接強制から、行政規制みたいなものからあるいはガイドラインのソフトローまで含めて、あるいは事業者のセルフガバナンスまで含めて様々なレギュレーションが機能しているのが、全体として最も効率的かつ適切な形で行われるにはどうしたらいいかっていうことをやっぱ考えないといけないっていうのがここでの問題意識なのだっていうことでいいと思うんですよ。なので、ちょっと法形成におけるって(3)①の表現はやや弱い気がしていて、形成だけじゃなくてやっぱり全体それこそ執行・解釈に至るまで含むんだっていうふうには思った方がいいよなっていうふう思うところですよ。あと小塚先生のおっしゃったことには、同意するところが非常に、もちろんいっぱい元々いっぱいあるんですけど、やっぱりその消費者法の作り方の制約みたいなものがちょっといろいろ効いちゃってますと。優良事業者の代表が出てきて、彼らが、自分たちができる限り予見できない不利益をこうむらないようにルール形成に参加しようとする結果として極悪層を取り逃がす結果になるっていうような問題がおそらくあるので、1つは彼らが安心してわりと抽象的な規制でいいって言えるような環境作りまで含めないといけない。それを司法府に対してものを言うのはちょっとしんどいなと思うところなんですけれども、ADRみたいなものもありうるかもしれないっていうのは私の発言で示唆しました。そういう形かもしれない

いし、おっしゃったようにグレーゾーン解消制度みたいなものもいいかもしれませんが、何らかの形で、直接裁判でレピュテーションリスクが非常に高い状態で殴られるみたいなことを避けられるような、紛争処理の仕方っていうのは考える必要があるだろうなというふうに思うところです。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。1点目については①が、さらには(3)のタイトルもそうかもしれませんが、様々な法的手法というのが①の法形成におけるハードロー、ソフトローの組み合わせという、ここは単独でこれでもいいのかもしれないけれどもこれがもうちょっと広いというか上位というか、というものがさらにあるということかと思いました。室岡先生、お願いします。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。まさに今議論していた点ですが、特に消費者契約法は事後的な救済をメインに据えていることが挙げられると思います。それ自体は非常に重要ですし、悪質な事業者に引っかけた際の事後的な救済というのは確実に進むべきものですが、それ以外ではやはり多様な対応について考える価値が高いと思います。例えば、景品表示法では是正勧告も対象になっていたと思うのですが、消費者契約法では、私の不明かもしれませんが、おそらく勧告あるいは対話というものはあまり入っていないように思います。もし入っていて私が存じないだけでしたら大変申し訳ありませんが、消費者が契約を結ぶこと自体について、事後的な取消だけではなく、もっと事前の段階で対話する、対話型の仕組みの可能性もあるのかなど。消費者と事業者が直接対話するのも可能性のひとつとしてありますし、即取消まではいかないけど誤認を誘発しかねないから是正勧告を行うという形もあると思います。また、行政と事業者の対話も可能性としてはあり得ると思います。契約取消、契約解除というだけではなく、対話や勧告、努力義務なども含めて、対応のバリエーションを拡充するという事は重要ではないかと考えております。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今(3)の②のところ、具体的に消費者契約法を取り上げて、さらに具体的な中身を検討する中で、どのくらいの抽象度の規律である必要があるのかとか、それは一律ではないと思いますけれど、予測可能性や効果自体をもう少し柔軟にしていけるかという話、対象場面や規定のバリエーションの拡充ということで具体的に室岡先生が言ってくださったような民事的な方向だけではなくて行政との対話の方でさらにそれができないときに繋げるとか、いろんな組み合わせがあるだろうと。行政規制、行政手法でしょうか、さらに連携させていく可能性というようなことが挙げられています。フランスの濫用条項のような消費者事業者対話型があったり、さらに、事業者と行政対話型とか3者連携型だとか、あるいはそういった、2者の取り組みに行政がさらにバックアップしたりお墨付きを与えたりとか、いろいろなやり方があるかと思うんですけど、そういう消費者契約法について特に出していただいた点ではありますが、それと重複してではあるんですけども、消費者法や法規定の作り方と言われた問題で、特にルールの特異性ということが非常に指摘されるときに、しかしそれがあべき制度を少し限定してしまっているんじゃないかとか、それは現在の消費者契約法の限定性に由来している面も

あって、もう少し多様な仕組みにしていけば、予測可能性や明確性の要請の大元のところに対応できるんじゃないかというようなお話もありました。これは消費者契約法がきっかけになっていると思うんですけども、これまでの展開で項目としてより一般的にこれだけじゃないところがあるので、あるいは法規定の作り方ということであげてもいいのかもしれないですね。別項目として立てると、③なのか、(3) 関係性の件は1つ特出しをしてもいいのかもしれないと思いました。(3) と並ぶ話かもしれないけれども、消費者契約法だけに落とし込むのはもったいない感じもします。題材は消費者契約法ではあるのですが、視点としては消費者法全般に関わるかと思うので、様々な手法の役割分担がある中で、それをどのように実際に作り込んでいくか、そうしたときにどういうことがありうるかと重なりますけれども、1項目、(4) かしてもいいかもしれないし最後かもしれない。それから戻りまして、①が少し狭すぎるというのが法と形成と両方がちょっと狭すぎる、ルールだけに着目するというのはどうなのかということ、形成というのが作る時だけではなくて、それを動かしていく話もあるということでしたので、コアの部分は①だと思うんですけど、別に0で立てた方がいいかもしれないですね。先ほど言っていた、そうですね、社会的なレギュレーション、規制のコーディネーションというのが大屋先生から言っていた非常にいい表現だなと思いましたけれど、そういうものが0番で立つのかなと思いました。0番というかそれが新しい1番というか、になるのかもしれない。それでは②の方ですね、お願いします。

○小塚荘一郎構成員

もう既に②についていろいろ議論が出てしまったのですが②については、消費者契約法の位置づけの議論が何度か出たと思います。ずっとこの分野を指導してこられた河上先生とか山本先生は基本法としての民法と、それから規制法としての特商法の間という位置づけをされたのです。それは私も、心情的には非常に共感すると同時に、今後の消費者契約法がそれでもつのかというのは、私自身は、やや不透明だなと思っています。しかも現状の消費者法がそうなっていないのではないのかというのは両先生とも強い問題意識を持っておられたと思います。逆に言うと中間層をおくことに意味があるかという問題でもあるのだと思うのですよね。もう特商法的な規制法としての消費者契約法、だからといって今の規定条文の書き方がいいかどうかというのはまた別に、特商法的な脆弱性を持った消費者を一方当事者とする取引に対応する規制法だと割り切ってしまうということがなぜ悪いのか。私は別にそうすべきだと言っているわけではなくて、なぜそうなのかという問いが1つこの項目に立たないといけないかなというふうに感じます。それが大きな話です。もう1つは先ほどから私もこだわっていると申し上げた(2) ③の話、越境取引の対応の話がおそらくここにも入ってきて、今の位置づけですと消費者契約法は、準拠法で選択される民事法になってしまうのです。そうは言っても消費者契約の例外は日本にもあるしEUにもありますけれども。もうちょっと公法、少なくとも抵触法の関係ではもう少し公法的な位置づけをする、あるいはそういう明示的な規定を置くということもありうるのではないかなというふうに感じております。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。おそらく消費者契約法だけの問題ではないと思いますけ

れども、特にこれまでの経緯から消費者契約法が1つの切り口として出されていたことは確かで、その中にそもそも消費者契約法はこの位置づけでいいのか、3層構造と言われて2層目にあるからこういうことだとか、2層目にあることに何を見出すかが役割論にもなってくる。消費者契約法の位置づけと役割だと思いますけど、その3層構造が必須であるのかということも含めて検討する必要があるし、あるいは3層構造の2層にあるからこうと言われる役割の中には非常に基本的な考え方を示すとか、あるいは法展開における指導原理になるとかもあったんですけどそれを含んだ規制法でなぜいけないのかという話もあるとすると、それはかならずしも3層にする必要はなくて、統合した2層でいいのかも说不定。民法改正のときは部分的にですが民法に持ってこようという立論もあったわけですので、3層構造が必須ではないんだらうと思いますけれど、その点も含めて位置づけと役割については、かなり指摘もありましたのでそれがまず1つはあるだらうというのと、それから国際的などというか越境取引の問題が消費者契約の場合にも消費者契約法についてもあるということで先ほど抵触法の観点や公法的側面ですね。

○小塚莊一郎構成員

要するに抵触法の解決の仕方として、準拠法選択ルールと、いわゆる地理的適用範囲ルールがありますよね。大雑把に言うと準拠法選択ルールが私法の抵触法のルールで、地理的適用範囲ルールは公法の考え方ですよね。消費者契約法をさっきの2層目に位置付けることの結果として今明らかに前者になっているわけですがけれども、そのことを前提に、消費者契約の特則というのがそこにもありますけれども、そもそもアプローチとしてそうではなくて、地理的適用範囲ルールにしてしまってもいいのではないかなというふうに私は感じているということです。

○沖野眞巳構成員

先ほどの位置づけや役割とも絡むんですね。抵触法型か公法的な対応型というのはそれ自体一種の選択肢かもしれず、問題自体はやはり越境取引対応ということですよ。ここでも越境取引対応として、かつ準拠法抵触法だけでないやり方というのが1つ立つんじゃないかということでしょうか。ありがとうございます。それでは続いて、(4)の被害・損失をリカバリーする仕組みの検討ということで、救済の方により着目したということでしょうか。最大の救済は被害を起こさないことではあるんですけども、リカバリーという側面からの仕組みということで、(4)に関してはいかがでしょうか。これも起点としては消費者契約、消費者契約法をわりと念頭においている面もあるかと思いますが。この点について本日の時点ではよろしいでしょうか。小塚先生お願いします。

○小塚莊一郎構成員

私にとって最大のインパクトは中川先生が懲罰的損害賠償もありではないかとおっしゃったことなのでですけども、それを入れるかどうか。あっさりおっしゃいましたけれどね。いや、あってもいいのではないですかと。

○沖野眞巳構成員

選択肢の拡充の必要性ということと言うならば、悪質な事業者のための対応ということで、具体的なご指摘もあったので、この中には入ってくるでしょうね。契約

や取引に起因する消費者の被害・損失への対応の中に、今消費者契約法だと取消権と不当条項ですけど損害賠償とか解除権とか、あるいは履行過程というこのあたりの括弧書きのところは、消費者契約法を念頭に置いているところはあるんですけども、それ以外にも懲罰的損害賠償というのは損害賠償規定にさらに一般の損害賠償だけではないという話ですね。どうでしょう。そういう可能性も日本でも損害賠償の制裁的機能の強調などもあり懲罰損害賠償もありうるのではないかとこの指摘は以前からもあると思います。

○小塚莊一郎構成員

狭い意味での被害者に対してのリカバリーとして組むとまたいろいろな法体系上の問題が非常に大きいと思いますけども、例えば実損害を超える部分は消費者団体の介在との関係で、事業者に対しては一種制裁的に課して、それは消費者政策の中で使われていくみたいなの、そういうこともありうるので、具体的にそういう議論が出ていたわけではないですけども、広い意味で制裁的意味合いを持つ被害救済制度みたいなのは論点としてはありうるかなと思います。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。私の方で小塚先生の問題意識を正確に捉えてなかったですね。被害や損失をリカバリーするというのが純粹に回復だけではない制裁的な要素も持った形の救済っていうのが1つあると、それだとこの今の丸ともう1つ丸を立てた方がいいのかもしれないですね。

○小塚莊一郎構成員

そうかもしれませんね。

○沖野眞巳構成員

制裁等の意味を持った。

○小塚莊一郎構成員

リカバリーの周辺にある制度みたいな話ですよ。そうですね。

○沖野眞巳構成員

純然たるリカバリー、その中には結局リカバリーが実は十分されてないものがあるという暗黙のものがあるということをとらえて全体として見たら十分リカバリーとして必要だということもあったりすると思うのですが、純然たる1対1対応の被害救済を超えた性格を持った制度ですかね。選択肢の拡充の必要性の中ともいえるし外ともいえる。制裁等の要素。そういう仕組みの検討の中に懲罰的損害賠償と書いてもいいかもしれないけれど、制裁的機能を有した手法等という形で、柔軟性の中にはそういうものが含まれてくるということですかね。綺麗ないいタイトルじゃないような感じもするけれども、言いたいことはそういうことではないでしょうか。もっと他の機能を併せ持ったというようなものを考えていくことができるんじゃないか、例えば制裁とかですね。

これで今一通りそれぞれの項目単位で見ていただいたのですが改めて全体についてあるいはこの中で個々に落としてきたようなものもあるかもしれませんの

で個別の補充でもよろしいかと思えますけれど、どうでしょう。全体の項目立てがこれでいいのか、途中でですね、順序なり位置がここでいいのかというご指摘があったものもあって、作り方の話などは消費者法に何が必要かという話なのか、その役割を認識してどういう観点から作っていくかというのは何を実現するかの方かもしれませんね。移動させた方がいいのかどうかという問題の指摘もありましたけれども改めて全体を見て、項目立て、特に大きな項目割りがこれで良いか、もう少し別項目を立てた方がいいものがあるのか、それから個々に位置づけられたものの中で順番を変えた方がいいと思われるものがあるのかなど、この時点で何かありましたらご指摘をいただきたいと思えます。途中ご指摘があったんですがどうするか、ペンディングなものもありました。さらにこの後に、一応のインデックスですが、そのもとで中身をつけていかなければいけないので、それをしていったときに、どうしてもこれはこちらに移動した方がいいとか、そういう調整はいずれにしてもまた後で出てくると思えます。中身次第というところもありますので、本日のところはこれでというのも十分あるかと思えます。ただ、今日の時点で何かやはりここはっていうのがあれば、お願いします。

○山本龍彦構成員

すいません今日は何ていうか今までの懇談会のですね、どういう議論があったのか、ほとんど忘れてしまって、思い出すのに時間かかっておりまして、ちょっと発言を控えていたんですけれども段々記憶が蘇ってきたところでありまして。結局こういうことなのかなというふう思ったのは、やはりある種のグレーゾーンみたいなものが増えてきて、ないし拡大してきているのかなというふうな印象を受けました。というのも、小塚先生から何度もご指摘あったところですけども、誰もが持っているような認知バイアスですとかヒューリスティクスを使ったような取引というものが増えてきているといいますかね、課題になってきていると。これはおそらく、非常に悪質な個別的な行為というふうな、なかなか言いにくいところがあるんじゃないかというところで、こういったことをどうするのかというのが1つの課題だと思えます。ある種、認知的な不均衡といいますかね。そういったようなことをどう考えるのかというのがおそらく今の新しい1つの問題状況なのかなと思えます。こういうものに対しては、これも小塚先生の言葉を借りれば、法を裸で執行していくということはちょっときつんじゃないかという話があったのではないかと。そういうものに対して、おそらくこれまでの検討会では、アーキテクチャーとか、そういった消費者をエンパワーメントするような、あるいは高齢者や認知症の方をエンパワーメントするようなテクノロジーというものを使ってこれに対処していくというようなことが何回かご提案されてきたのではないかとということだったかと思えます。こういう「ホワイトパターン」と申しますか、そういったホワイトなテクノロジーを実装するインセンティブを付与していくということが、消費者法の目的の1つに、もしかしたらなっているのかなというふうに思いました。ということは、最初の消費者法で何を実現するのかというところで、消費者法の一番高度のレイヤーの目的ではないかもしれませんが、ある種消費者をエンパワーメントするようなテクノロジーを促進していくこと、この実装にインセンティブを付与していくということも、場合によっては、消費者法の目的に入ってくるのかなというふうに感じたところです。そういったエンパワーメントするような技術とかアーキテクチャーによってグレーゾーンを漸進的に解消していくといいますかね、Win-Win の形で対処

していくということが消費者法の1つの目的として、もしかすると求められてきているかなと思いました。そういう意味では1のところに入ったことを入れるのか入れないのかというのは検討の対象になるかと感じた次第です。

それから今のところ結局、こういうことなのかなと思って、いろいろ項目立てを見たときに、例えば、2の(3)の国の役割のところですけども、やはり行政としては、そういったエンパワーメントするような技術の開発を、例えば支援するか、あるいはそういった技術のネットワークといいますかね。情報の共有だったりあるいはそういった情報のハブになっていくということも考えられるのかなと思います。(3)の①の中に既にそういったことが含まれているのかもしれないんですけども、より積極的に押し出していくためには1つ項目を作ってもいいかなというふう感じた次第です。

それから3の(3)のところですが、既にご議論があったところで様々な法的手法の役割分担の関係性の検討のところですけども、ここももう私これは先生方のご議論でいいかと思っではいます。ただ1つのアイデアとしては、この(3)について様々な法的手法というところ、「規制的手法」というのがどうかわかりませんが、要するに法的というのを少し広げるような形の言葉を使って、その中で、アーキテクチャーと法との組み合わせみたいなのが良いいのかなというふう感じました。それがデジタル時代の消費者法制の新しさなのかなというふう感じたわけです。

あとここでも1つお話をした方がいいんですけども、ダークパターンのところでいろいろご議論があったところだと思うんですけど、私もいろいろごちゃごちゃ考えていった感じでいくと、やっぱりダークパターンはよくないことだということ、法的に何か宣言するということはあるかもしれないかなと思っではいました。そういう社会規範を作っていく、これは努力規定かもしれないですけども、そういうことがあっても良いいのかな、むしろあるべきかなとは思っではいました。ただやはり執行のメカニズムは非常に難しい。ダークパターンは定義しづらいという問題があるので、結局はアーキテクチャーと法とのコラボレーションということになると思うんですけど、ダークパターンは良くないということについて規定するということがあっても良いいのかなと思っではいました。現状は「ダークパターンに対する法規定のあり方」となっており、ちょっとそれは強い気もしますけれども、何か法という言葉。法の役割ということなのかもしれないですけども、例えばそこを丸めすぎると、何かしら逆の社会的規範が作られてしまうような印象をちょっと持ちました。先生方の議論に私は基本的に賛同しているので言葉の問題かなと思っではいます。すいません以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。1点目の消費者法で何を実現するかということ、その自由・自律性の保障や、安心・安全・幸福の保障等の目的規定となっているわけですが、これが何と言うか、どのような方向性でこれらの目的を達成していくのかということかもしれないんですけども。途中でも出てきたかと思うんですけども、消費者の方にいろいろな救済のための一種の武器を与えるというのが一方であり、それはわりと消費者契約法などもそういうイメージで情報や交渉力格差があるので事業者の方に適正な行為を課して、それに対する違反に対して救済手法を用意するというようなところがあるので、一方で、この不均衡をどう埋めていくかということに対して、事業者との間の取引や事業者に一定の配慮とか行為

とかを求めるといふよりは、消費者の方により力を与えるタイプのエンパワーメントとおっしゃった、その形からの技術の利用、あるいはその開発そのものは行政とかがやるのは難しいですけど、それにバックアップをしていくとか、その場を用意していくとか、そういうあり方というのが、消費者法が実現する方向性の1つだというのは、途中でも議論あったところだと思いますし、それは団体について具体的な団体としてそういう支援団体を使うというのは途中で出てきたのですけれど、そうするとこの(1)で、メルクマールのリバイズがあって脆弱性の規制法としての役割があるとともに、その消費者自身のエンパワーメントという言葉を使わせていただくと、それを支援するといふか実現するための消費者法の活用可能性とか、そういうふうには言えいいですかね。

○山本龍彦構成員

結局おそらく規制について議論していたことを、もうちょっと頭に出してもいいんじゃないかということなんですね。アーキテクチャーなどで実現していくような世界があると思うので。それを要するに結局法的に後押しするといふか、そのインセンティブを設計していくということも消費者法の1つの目的になっていくのではないかということです。結局はテクノロジーというものがフロントラインに立つような感じといふか、それを後で押していくといふような、そういうその消費者法のあり方ということです。小塚先生、僕が言っていることが違ったらあれなんですけど、そんなような印象があって、僕もその通りだと思っているので、そこを何かもうちょっと前向きな形で前に出すといふのが、なんかこう我々の懇談会でこれまでやってきたことの1つのストーリーだったような気がしたのでちょっと発言させていただきました。

○沖野眞巳構成員

技術の進展自体がいろいろな新たな取引の可能性を高めるとともに、複雑化するとか、ダークパターンがでてくるとか、比較的ここから生起する問題にどう取り組むかというタイプだったのに対して、その技術の進展自体が新たな消費者の支援の手法を開発していくという面もあるので、その開発のための消費者法といふのがあって、事業者、消費者団体でも事業者団体もない団体の力を活用するといふのはその1つになってくるんでしょうし、そうするとやっぱり(1)のところに加えるのか、むしろ(2)ですかね。

○小塚莊一郎構成員

そうだと私も思いますね。つまり、(1)では何を保護したいかということを経験してはいますけれども、そこに今度どう保護するかという話が出てくるというのが山本先生のおっしゃったことだと思っている、だから私は一致していると思いますけれども。そのどうっていうのが狭い意味での法制度だけではないですよという話が延々と出てきているということなのだと思うのですよね。沖野先生がおっしゃったように確かに技術が出てきてこれを消費者の利益のために使えるようになったという面もありますし、むしろ山本先生はグレーゾーンとおっしゃったんですけども、新しく出てきた問題といふのが法によってだけ対処するのに向かないという面もあるのだと思うのですね。だから技術とかアーキテクチャーとかいろいろなものを組み合わせてあるいはガバナンスとかですね、広い意味の組み合わせでやってい

くという話が出てきている。そういう面もあるのだと思います。ですから、目的規定というのが（１）にあって、（２）で目的を達成するための規制の組み合わせ方あるいはガバナンスのあり方とするか、それを達成する上での狭義の法の役割というかですね。という項目を立てて、（３）①を中心にあちこちで出てきた話をそこへまとめる。何かそういうふうにすると見通しが良くなるかもしれません。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。切り口がどういう形がいいのか。さしあたり（１）が目的規定だとすると、何を実現するかというレベルがここにある達成する目的という話と、それに至るためにどういうことを消費者法で実現するのかが一段下っているのですかね、そのレベルのものがありませんね。

○山本龍彦構成員

おっしゃる通りですね。そう思います。（１）はだからやはり達成すべき目的で、その達成するために、どういうそのあり方があるのか。消費者法のアイデンティティなのかもしれません。だから今現状（１）の②に入っているのは、実はアイデンティティの問題。

○沖野眞巳構成員

ああそうですね。

○山本龍彦構成員

これが（１）の中に入っているのはややちょっと。

○沖野眞巳構成員

確かに②をむしろ独立させて、（１）があって（２）に目的を達成させるための消費者法のあり方ですよね。消費者法のあり方あるいはアイデンティティ。消費者法自体がどういうものであるべきなのかという問題があって、その中に、消費者の脆弱性の利用に対する規制法としての役割というのが①として例えば入って、さらに指摘していただいた事項ですね。

○山本龍彦構成員

このタイトル、見出しはなかなか難しい。

○沖野眞巳構成員

インセンティブ設計やアーキテクチャーとか、こういうことだということを喚起できるように、何だろう、ガバナンス、アーキテクチャー、インセンティブ。多分キーワードは今のよう話だと思うんですね。大屋先生が言ってくださった意味でのガバナンス。それから山本先生が言ってくださったアーキテクチャー、あるいはインセンティブ設計というところを、さしあたりその三つを並べて、そうすると言いたいことは盛り込めるかと思います。それが１に関してで、それからもう１つは２の（３）の行政の役割の中に、環境整備のような話は入っているのですが、もう少しより積極的にこの消費者にさっきのエンパワーメントというのがそのまま使うのがすごくわかりやすい感じがするんですけど、そういう技術開発の支援だとかネッ

トワーク形成への後押しっていうのですかね、ハブになるとかそういった役割がもう1つあるんじゃないかということで、既にある中に関わっているところもあるんですけど、特出しとしてというか、これは相互に重なることはいとわないということだったので、それを書くということでどうか。ですので、ポツを1つを足していただくのがいいように思いました。もう1つは、3の(2)あるいは3の(1)にもあるのですけれども、(1)の方かもしれません。ダークパターンにはこれを法的対応なり何らかの対応とすると、どれが対応すべきものでどれが対応しなくていいものかという切り分けが非常に難しく、定義も固まらないということなんですけれども、先ほどもでもやっぱりダークですよという、ダークパターンが問題であるということの宣明自体は、それを具体的にどう対応するかはともかくとして、それに対する問題のアラートというかそういう役割がこの法にはあるのではないかと。そうすると、(1)が今AI等の利用によるダークパターン、AI等についての消費者法における規制の必要性というふうになるのですが、あるいはその問題性自体の宣明というか、そういうことはやっぱり1つやっていくことがあると。それがさらに(2)の②のダークパターンに対する法のあり方とか役割とかいう中に、宣明機能とか役割というのが1つはありますね。これは必ずしもこの局面ではなかったと思いますが、一般的に山本敬三先生が基本的な考え方を明示するという意味が非常にありますねという指摘をされました。この話では必ずしもなかったわけですが、そういう性格もあるのかもしれません。(1)の方なのか、②のダークパターンのこの中なのかですけど、問題性を指摘する機能というのは非常に重要ではないか。

○小塚荘一郎構成員

それは先ほどの大きな話にも繋がる話なのでですけども。何でしょうね、要するに消費者政策として、ダークパターンに対応しなければいけない、ダークなダークパターンといいますかね、あえて言えばね。ダークなダークパターンに対応しなければいけないというのはあって、それがおっしゃる(1)にある話で、そのやり方として、そこはまずいろいろなものの手法のミックスでいいのでしょうか、そのうち法にできることの1つが「ダークなダークパターンは違法だ」というふうに宣明すること、これはあるのだと思うのですよね。なので、それは、今は(2)の②の中に書いてある。この場所でもいいのかもしれないし、おっしゃるように(1)でもちょっとダークパターンのことを取り出して書くとすると、もうそこにその話を書いてしまえと言ってこの②の最初のポツはそちらに移るということであってもいいような気がしますけれども。

○沖野眞已構成員

何か②のポツは、小塚先生が言ってくださった点、それをどう振り分けていくのかとか定義をどうするのかとか、(1)からもう少し具体化したような話の方にはなってきますね。

○小塚荘一郎構成員

そうするとこのままでいいのですか。ああなるほど。

○沖野眞已構成員

このままでいいかもしれません。あるいは分散するのもかもしれません。しかし中身は書くということですね、どちらの方も。それからもう1つは(3)のところで、法的手法や法形成というのが少し狭すぎるということは、先ほどからご指摘をいただいた中で、そこで山本先生からアーキテクチャーと法の組み合わせというような点を1つ挙げた方がいいんじゃないかとご指摘をいただいたということで、それは。

○山本龍彦構成員

基本的に先生方が議論されていたことを伺っていて私も賛同というか、内容としてはその通りだなと思って伺っていました。要するにソフトローの中に、アーキテクチャーをどういうふうに変装していくのかということを含んでいるかと思うので、基本的にこのままでも問題ないと思ってはいるんですけども、ただ我々これまで議論してきたところのまさにそのアーキテクチャーとか、テクノロジーとか、そういう法的なものではないものをもう少し出すとすれば、別項目で法とアーキテクチャーの組み合わせとか、何かそういうものを出した方が、これまで議論してきたことをはめ込みやすいのかなというふうに思ったというだけです。ですので、特に現状維持でもいいかなと思います。ですから(3)のところがその様々な法的手法の法的かなっていうので、さっきのそういうガバナンスとかもろもろのことを含めるとすると、この法的というよりも規律手法とか、何かそういう言葉にして、そこに法とガバナンスとかそういったものとの協働、コラボレーションをここに入れていくということになるのかなと思ったということです。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。法的というのはちょっと限定的なイメージを持たせるので、その表現の問題ですけど中身としてはあまり異論がなく、割と共通していることがわかりました。今言っていた中で規律手法というふうに言っていました。先ほどだと、社会的なまさにレギュレーションというのは規律とか規制、規制だとまたちょっと用語として受け止めが懸念されるでしょうか、あとは規律でしょうか。規律、社会的な規律手法という、そういう中で法がどういう役割を持つかということなのかと思いました。

ありがとうございます。これまでの検討や会議を経て一旦議論の整理ということを見せていただくにあたって、今、大枠作り、項目・アウトライン作りを今日していただいたわけですけども、それをもとに今度はその中身をさらに文章化して、この時点での1つの整理にしていくことになます。それでなかなか今日これをしっかりと確定させるところまではいかなくて、イメージはかなり共有できたと思うんですけども、改めて例えば今日のご議論を踏まえて第二案を作るには少し時間がかかるかなというふうな印象を受けておりますけれども、本日のところはこれよろしいですか。

○小塚莊一郎構成員

すみません、引き延ばすつもりはないのですが。

○沖野眞巳構成員

お願いします。どんどん言ってください

○小塚莊一郎構成員

ちよっともう1つ。しかもどこに入れたらいいかわからない問題があるのですが、最後に消費者あるいは個人の自律性とか、インクルーシブネスみたいな話が出ていたことを、ちよっと指摘しておきたいと思うのですね。それは憲法の側からは宍戸先生がおっしゃっていましたが、民法の西内先生もおっしゃっていたのですが、例えば高齢者をカテゴリーとしてくり出すとか、あるいはアーキテクチャー、テクノロジーを利用して個々の消費者の状況に合ったレギュレーションの仕方を提示していくと、それは結局その対象になった人がある種排除されていく、ノーマルとされる集団から排除されていくことに繋がる。それに対する警戒もおっしゃっていたわけですね。なので一方では今おまとめいただいたように、消費者法としてあるいは消費者政策としてやるべきことはたくさんあるのだけれども、それを全部実現した先が、実はこの対象になる多くの消費者をいろいろな形で社会の中心、中核あるいは標準的な部分から排除してしまう。そして、自律した個人として取り扱わないという結果になってしまうとしたら、それもそれで社会のあり方、法のあり方としては問題だと。そうすると逆に消費者利益の実現という点からするとある種そこには妥協なり、あるいはセカンドベスト、サードベストを狙っていかなければいけない場面というのが出てくるのかもしれないですよ。その話はどこに書いたらいいかわからないのですが、書かずに表に出すとですね、消費者の被害は結構目先のことなので、その話は忘れられそうになりますからどこかには書きたいと思うのです。ただ、どこに書いたらいいかというのが…ちよっと知恵がないのですが。

○沖野眞巳構成員

1 ですかねやっぱり。

○小塚莊一郎構成員

1 なんですかねこれ。

○沖野眞巳構成員

1 の (3) ですかね。いや、(1) で自由、自律性の保障というものの調整ですよ。

○小塚莊一郎構成員

ああそうか。それもまた消費者法の1つの大きな目的であると。

○沖野眞巳構成員

確かに。だから(3)かと思ったけれど、(1)の中で今ある①が目的とか交渉力とかリバイズの話になっていて、そうすると②かな。

○大屋雄裕構成員

室岡先生が手を挙げています

○沖野眞巳構成員

すいません、室岡先生。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。小塚先生のご意見に私も同意するとともに、関連している点として、消費者法は消費者保護ということで取引での損害を被った消費者を救済することは最も重要な事のひとつですが、同時にやはり公正な取引を促進するという点も強調する価値があると思います。例えば事業者側からすると、契約解除あるいは契約取消は非常に重いもので、そこまでいかずとも多様性を持った対応、対話を行うあるいはアーキテクチャーを作ることも含めた、多様な取り組みを考えていくことが必要だと思います。消費者の自由・自律性に関して、健全な取引を促進するという点も非常に重要になってくると思いますので、小塚先生のおっしゃったところに加え、公正な取引を妨げないようなシステム作りというのは、どこかで議論しても良いのではと思います。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。消費者法には常に何というかあまり「過剰」という言葉は使わないほうがいいのかもかもしれませんですけど、保護や支援を重視するあまり、取引機会を奪うという話は常に出てきて、それは予測可能性や明確性の議論の方に繋がり、それは別に事業者を保護するのではなくて win-win のためにはそれが必要なんだと言われます。まさにその観点だと思います。それをどこに入れたらいいのか、1つは先ほど作り方という項目を立てるとするとそのときの1つの考慮要因、あるいはそういう観点ということで、これは以前からも言われていたけども改めて考える必要があるということが1つあるのかもしれません。もう1つ、消費者法で何を実現するかというときに、自由や自律性、安心・安全・幸福の保障は非常に重要でそれが第一かと思うのですが、それとともに取引であれば、まさに取引ができるということ自体も重要なので、目的規定とともに考慮すべき価値だとか、実現すべき内容であるとか、そういう意味ではやはり1の話なのかなと思います。1の(1)ですかね。その交渉力格差など、何に着目するかというメルクマールのリバイズ自体が必要というのが技術的にはあって、他方で、その格差に着目した保護等ということがかえって消費者は二等市民なのかとか言われることがあるわけですけど、その問題意識にも繋がるような、逆に自由や自律を尊重しないという結果になりかねないと。それから自由や自律の中には何もできないような環境や仕組みになってしまっただけで、また消費者法が実現しようとした社会のあり方ではないので、(1)にそれらを入れる感じですかね。①が割と技術的なリバイズという形になっていますが、消費者法がどこを捉えているのか、今度はこれらの自由や自律の保障を図っていこうとしているというのがあるんだとすると、しかしそれが結局自由や自律からすると逆の方向になってしまう可能性とインクルーシブネスの観点という形でも出してもらって、③として取引機会自体というのですかね、取引機会というのはあまり適切ではないかもしれませんが、そうですね、健全な取引の促進というのが、室岡先生が言ってくださったワードかと思います。だから悪質な取引を促進する必要ないんだけど、健全な取引の促進ということもまた消費者法が目指すもので、その中でこそ自律を發揮できるという。それが③な感じですかね。今さしあたりの項目立てとして、①が何に着目するかという正当化根拠の話で、②として、しかしそれがインクルーシブネスの観点からの問題は逆になりかねない懸念点があって、健全な取引の促進という点との二兎を追うべきというところですかね。

○小塚莊一郎構成員

そうですね。

○沖野眞已構成員

そういう点から、それを 1 の (1) の中でいれていただくということではいかがでしょうか。

○沖野眞已構成員

ありがとうございます。それでは今日のところはそれでよろしいでしょうか。これ中身が入るとすごく楽しいとか面白い報告書になる、とても意欲的な感じがします。今まで議論してきたところを言い放しではない形で次に繋げられるようにするというのは非常に重要なことだと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは本日予定していた内容は概ねカバーしたかと思ひますが、よろしいですか。事務局の方から、今日の議論の目標としていたところはある程度達成できたかと思ひますけれどもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本体部分はこれまでということにいたしまして、事務局からご連絡をお願ひできますか。

○事務局

はい。本日は長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。本日のご議論を踏まえまして本日の資料を修正し、インデックスということですので、それにこれまでのご議論などを踏まえて肉付けをしていった上で次回またご議論いただけるというふうに考えております。その意味で次回の日程や内容等につきまして改めてご相談をさせていただければと思ひております。

以上で第 11 回有識者懇談会は終了させていただきます。本日もありがとうございました。

以上